

第1回 個人情報保護制度の見直しに関する検討会

**個人情報保護制度見直しの
進め方（案）について**

令和2年3月9日
内閣官房

○平成27年個人情報保護法改正法附則

附則第十二条

- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、**新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討**するものとする。

○個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱（令和元年12月13日公表）

第7節 官民を通じた個人情報の取扱い

2. 行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化

- 行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度に関し、規定や所管が異なることにより支障が生じているとの指摘を踏まえ、**民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を委員会が一元的に所管する方向**で、政府としての具体的な検討において、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に取り組む。

<事務的検討>

個人情報保護制度の見直しに関する タスクフォース

役割：民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る**法制の一元化（規定の集約・一体化）の在り方**、一元化後の**事務処理体制の在り方**について検討するため、内閣官房に設置

構成員：内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長代理（副政府CIO）、内閣審議官（内閣官房副長官補付）、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室参事官、個人情報保護委員会事務局長、総務省行政管理局長（+議題に応じた関係省庁の幹部職員）

個人情報保護制度の見直しに関する タスクフォース幹事会

構成員：内閣審議官（内閣官房副長官補付）、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室参事官、個人情報保護委員会事務局次長、総務省大臣官房政策立案総括審議官（併任行政管理局）（+議題に応じた関係省庁の幹部職員）

<有識者等による検討>

個人情報保護制度の見直しに関する検討会

役割：民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る**法制の一元化（規定の集約・一体化）の在り方**及び一元化後の**事務処理体制の在り方**について検討

構成員：行政法学者、情報法学者、各分野の学識経験者等

庶務：内閣官房が、個人情報保護委員会及び総務省の事務の協力を得つつ開催

- 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本を統合して1本の法律とし、個人情報保護委員会に一元的に所管させることを前提に、具体的な制度設計のあり方についてご議論いただきたい。

- その際、来年の通常国会に改正法案を提出する前提で、現行法制の縦割りに起因する不均衡や不整合を可能な限り是正することを目指し、ご議論いただきたい。
 - ＜不均衡・不整合の例＞
 - ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
 - ・ 国立病院、民間病院、自治体病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
 - ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。

- 先行して政府内で開催している「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」での検討を基に、次回以降、事務局において具体的な案を提示させていただくので、それを叩き台として、ご議論いただきたい。